

## ●第2次障害者計画(案)

「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち草津」を基本理念に、障害者施策の基本的な方向性や取組を定めた計画案です。「基幹相談支援センターの設置」「生活介護サービス量の確保」「グループホームの設備等の促進」「医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実」を重点的取り組みとします。  
計画期間：平成35年度まで

## ●地域防災計画修正(案)

**提出・問** 来年1月15日(月)まで(消印有効)に、意見、住所、氏名、電話(ファクス)番号を書き、危機管理課(2階、☎561-2325、☎561-6852、✉kikikanri@city.kusatsu.lg.jp)

地域防災計画とは、災害から市民の生命・身体・財産を守るため、地域の災害予防や、災害応急対策と災害復旧を行うための計画です。水防法などの改正や県地域防災計画の改正に応じ、また、災害時の指定管理施設との連携や、複合災害対策の事項などを追加し、修正します。

これらの案は、担当課や情報公開室、地域まちづくりセンター、人権センター、隣保館、図書館、南草津図書館、市ホームページで見ることができます。※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません

## 家屋等の固定資産税について

☎ 税務課 資産税グループ(1階10番窓口、☎561-2310、☎561-2479)

固定資産税(都市計画税)は、毎年、1月1日(賦課期日)の現況で課税されます。

1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合でも、同年4月1日から始まる年度の固定資産税などは、1月1日現在の所有者に、1年度分の全額が課税されます。

- **家屋の建築や、用途の変更をしたときは連絡を**  
家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な床面積10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや用途変更をしたときはご連絡ください。
- **家屋を取り壊したときは届け出を**  
届出(取り壊し証明などが必要)がないと、課

## ●第5期障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画(案)

「障害者計画」のうち、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を定めた計画案です。施設入所者の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行等について、目標値を設定し、着実な達成を図ります。  
計画期間：平成32年度まで

## ●協働のまちづくり推進計画中間見直し(案)

**提出・問** 12月20日(水)～来年1月22日(月)[消印有効]に、意見、住所、氏名、電話(ファクス)番号を書き、まちづくり協働課(2階、☎561-2337、☎561-2482、✉machi@city.kusatsu.lg.jp)

本計画は、平成26年度に協働のまちづくりを総合的・計画的に進めるために策定しました。協働のまちづくりにおける各主体の役割や取り組みと、市の役割や市民活動の保険助成制度やクラウドファンディング活用サポート事業などの具体的施策を示しています。今回、中間年度の見直しを行います。  
計画期間：平成31年度まで

詳しくは、市ホームページをご覧ください

## 意見公募

## あなたのご意見をお待ちしています

**提出・問** 12月20日(水)～来年1月22日(月)[消印有効]に、計画案名と意見、住所、氏名、電話(ファクス)番号を書き、健康福祉政策課(さわやか保健センター2階、☎561-6889、☎561-6780、✉kenkofukushi@city.kusatsu.lg.jp)



本市では、健康・福祉分野における9の計画について、「第5次草津市総合計画第3期基本計画」や「草津市健幸都市基本計画」の内容を踏まえるとともに、各計画に関わる課題や国の動きなどの情勢変化に対応した上で、計画全体の調和を図りつつ、改定や中間評価、見直しを行いました。

## ●健康くさつ21(第2次)中間評価(案)

「誰もが健康で長生きできるまち草津」を基本理念に、健康寿命をのばすことを目標に、健康づくり施策を推進する計画案です。見直しにより、「働く世代の健康づくり」や「企業、団体、大学等との多種多様な協働による健康づくり」などを重点施策に追加しています。  
計画期間：平成35年度まで

## ●糖尿病対策ガイドライン(第3期)(案)

糖尿病の発症予防から重症化予防までの対策を、関係課が連携して推進するための計画案です。子どもを含め、生活習慣改善に向けての啓発や、糖尿病の早期発見の機会となる特定健診等の受診率向上に向けての取り組みなどを推進します。  
計画期間：平成32年度まで

## ●第3次食育推進計画(案)

「ココロ豊かにカラダ元気に 食で育む笑顔があふれるまち草津」を基本理念に、食育に関する基本施策を総合的・効果的に推進するための計画案です。今回の計画では、「実践の環を広げる」をキャッチコピーに、「食を通じたコミュニケーションの実践」「バランスのとれた食事の実践」「地場産物を認知し、利用する」を重点的な取り組みとしています。  
計画期間：平成35年度まで

## ●国民健康保険保健事業推進計画(案) (特定健康診査等実施計画第3期・データヘルス計画第2期)

健康寿命を伸ばすことと医療費の適正化を目的として、「特定健康診査等実施計画」および「保健事業実施計画」を一体的に策定し、今後の保健事業全体の方針と方向性を定めた計画案です。国民健康保険被保険者の健康管理や疾病予防など、効果的・効率的な保健事業の取り組みを推進します。  
計画期間：平成35年度まで

## ●第3期地域福祉計画の一部改定(案)

「地域力のあるまち草津 未来へつなぐ地域福祉人になやしい福祉のまち」を基本理念に、地域共生社会の実現をめざし、さまざまな主体が地域福祉を推進するための指針となる計画案です。福祉の各分野における共通事項を定め、他の福祉関連計画の上位計画に位置付けるとともに、従来の重点プログラムに新しく「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を追加しています。  
計画期間：平成32年度まで

## ●草津あんしんいきいきプラン 第7期計画(案)

「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を基本理念に、介護保険事業に関する保険給付や保険料について定めた介護保険事業計画と、高齢者福祉や権利擁護などを定めた高齢者福祉計画を一体的に定めた計画案です。高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりをより推進するために、高齢者自身が活躍できる場の提供やそれぞれの地域で活動できる機会の提供など、積極的な支援を行います。  
計画期間：平成32年度まで

## ●認知症施策アクション・プラン 第2期計画(案)

「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」をめざして、「草津あんしんいきいきプラン」の基本目標の一つである「認知症対策の推進」を進めるための、具体的な行動計画案です。認知症の人やその家族の視点を重視することをプラン全体に共通する理念とし、特に「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」と「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」を重点目標とします。  
計画期間：平成32年度まで